

# 第127回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年 4月25日(木)  
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区赤坂七丁目8番5号  
当社地階ショールーム

書面による議決権行使期限は  
2024年4月24日(水)午後6時到着分まで

素足以上に  
足どり軽く



ご出席の株主様への

**お土産のご用意はございません。**

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 決議事項

### 第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
4名選任の件

### 第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

### 第3号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

### 第4号議案

会計監査人選任の件

## 目次

- 2 第127回定時株主総会招集ご通知
- 5 株主総会参考書類

(添付書類)

- 15 事業報告
  - 31 連結計算書類
  - 33 計算書類
  - 35 監査報告
  - 41 ご参考
- 末尾 株主総会会場ご案内図

株式会社ナイガイ

証券コード 8013

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

第127期連結会計年度（2023年2月1日から2024年1月31日まで、以下、当期）の事業の概況をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、社会・経済活動の正常化が徐々に進んだことから、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きもみられ、緩やかな景気回復の基調で推移しました。一方で、欧米各国の金融引き締め長期化や、中東情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりなどもあり、依然として我が国の景気の先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、当社グループは、中期経営計画で掲げている、事業ポートフォリオ戦略の実行により、当期の業績は前期の大幅な赤字を解消し黒字化することができました。

しかしながら配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に判断し、誠に遺憾ながら、当期も無配とさせていただきますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

第128期につきましては、中期経営計画に掲げております施策を確実に実行することで、早期に安定的に業績を回復させ、復配のための環境整備に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **今泉 賢治**

2024年4月

株主各位

証券コード 8013

(発送日) 2024年4月3日  
(電子提供措置の開始日) 2024年4月3日

東京都港区赤坂七丁目8番5号

**株式会社ナイガイ**

代表取締役社長 **今泉 賢治**

## 第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第127回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.naigai.co.jp/corp/irrelease/list00002024.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8013/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」欄に「ナイガイ」を、又は「コード」欄に証券コード「8013」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年4月24日(水)午後6時まで**に到着するようご返送いただきたく願ひ申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

11参考

記

<b>1 日 時</b>	2024年4月25日(木)午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都港区赤坂七丁目8番5号 当社地階ショールーム
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第127期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第127期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>第4号議案 会計監査人選任の件</p>

以上

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、前記のインターネット上の各ウェブサイトにて「第127回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略記載事項）」として掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「注記」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「注記」
 従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項を修正する必要がある場合には、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前記のインターネット上の各ウェブサイトにてアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 〈新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ〉  
株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらぬようお願いいたします。  
当日の対応といたしましては、株主総会の会場運営スタッフはマスク着用で対応させていただき、他、会場の各所にアルコール消毒液、サーキュレーターを設置いたします。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類（5頁から14頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

## 1. 株主総会への出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

**開催日時** 2024年4月25日（木）午前10時（受付開始：午前9時）

## 2. 書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。  
なお、議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うことといたします。

**行使期限** 2024年4月24日（水）午後6時到着分まで

### 議決権行使書用紙のご記入方法（見本）

議決権行使書		株主番号	〇〇〇〇〇〇〇	議決権の数	XX 個																				
〇〇〇〇	御中	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																							
××××年 ×月××日																									
<table border="1"> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>																									
〇〇〇〇〇〇〇																									

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の選任 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄にご記入ください。

#### 第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

## 第1号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

いまいずみ けんじ  
**今泉 賢治**

(1964年10月28日生)

再任

### 略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社 入社  
2004年 2月 当社 靴下事業部商品第一部長  
2008年 2月 当社 執行役員  
2009年 4月 当社 取締役  
2012年 5月 (株)ナイガイ・イム 代表取締役社長  
2015年10月 当社 代表取締役社長  
2019年 2月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)



### 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

### 所有する当社の株式数

23,200株

### 取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、商品企画をはじめ当社の事業に精通しており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績から、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

いちはら さとる  
**市原 聡**

(1959年6月5日生)

再任

**略歴、当社における地位及び担当**

1982年 4月 当社 入社  
 2002年 2月 当社 SPA事業部長  
 2005年 2月 ナイガイアパレル(株) 執行役員  
 2006年 2月 当社 経営企画室統括部長  
 2008年 2月 当社 執行役員事業革新推進室長  
 2008年 4月 当社 取締役  
 2019年 2月 当社 取締役常務執行役員(現任)

**重要な兼職の状況**

該当事項はありません。

**所有する当社の株式数**

12,700株

**取締役候補者とした理由**

当社取締役として総務、経理を担当する管理部門を統括してきた実績と、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

たかはら さとし  
**高原 聡**

(1969年5月29日生)

再任

**略歴、当社における地位及び担当**

1993年 4月 当社 入社  
 2010年 8月 当社 営業第一部長  
 2015年 2月 当社 営業第二部長  
 2016年 2月 当社 商品部長  
 2016年 2月 当社 執行役員  
 2021年 4月 当社 取締役執行役員(現任)

**重要な兼職の状況**

該当事項はありません。

**所有する当社の株式数**

8,400株

**取締役候補者とした理由**

当社取締役として、当社グループの商品部門及び海外部門を統括してきた実績と、商品戦略及び海外事業における豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4 おぎわら まさとし  
**荻原 正俊** (1949年7月2日生)

社外

新任

### 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 三井不動産株式会社入社  
2009年 8月 タビオ株式会社入社  
2009年 8月 同社専務取締役 (現任)  
2013年 9月 同社東京支店長 (現任)  
2013年12月 Tabio France S.A.S.代表取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

タビオ株式会社 専務取締役  
Tabio France S.A.S. 代表取締役

### 所有する当社の株式数

—



### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

タビオ株式会社において専務取締役を務めるなど、経営者としての豊富な経験と実績を当社の経営に活かしていただくことが期待できることから、当社の社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 荻原正俊氏は、当社と競業関係にあるタビオ株式会社の専務取締役であることから特別の利害関係があります。なお、同社は資本業務提携先でございます。また、その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役の当社における担当は、25頁に記載のとおりであります。
3. 荻原正俊氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、本議案が原案のとおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期途中である2024年11月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。荻原正俊氏の就任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

## 第2号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1 いそだ 磯田 ゆたか 裕 (1956年3月28日生)

再任

## 略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 当社 入社  
2003年 2月 当社 ポロ・ラルフローレン事業部ポロ・ラルフローレン部長兼MDC室長  
2006年 4月 (株)ドーム アンダーアーマー事業部部長  
2014年 7月 当社 内部監査室部長  
2015年 4月 当社 常勤監査役  
2016年 4月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任)



## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## 所有する当社の株式数

7,000株

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

他の事業会社での経験、見識に加え、当社の事業にも精通し、当社の内部監査及び常勤監査等委員としての豊富な知見を有していることから、当社の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

**2** のぐち みつお  
**野口 光夫** (1950年5月31日生)

社外

再任

### 略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月 大阪国税局 入局  
1978年 7月 大蔵省(現 財務省)主税局  
2005年 8月 税理士登録  
駿河台法律会計事務所 パートナー  
2008年 6月 (株)フェローテック 社外監査役  
2008年 7月 駿河台法律会計事務所 代表  
2017年 2月 東京シティ合同事務所 代表(現任)  
2022年 4月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)



### 重要な兼職の状況

東京シティ合同事務所 代表

### 所有する当社の株式数

—

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接事業会社の経営に関与した経験はありませんが、国税局等の官公庁での税務に関する豊富な経験に加え、税理士としての高度かつ専門的な財務・会計に関する十分な知見を有しており、その知見等を当社の監査体制に活かしていただくことを期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号3 まつい ともこ  
松居 智子 (1967年5月29日生)

社外

新任



### 略歴、当社における地位及び担当

- 1994年 4月 弁護士登録  
長野国助法律事務所入所
- 2002年 1月 同事務所/パートナー弁護士 (現任)
- 2015年 1月 アラハタ株式会社 社外監査役 (現任)
- 2016年 7月 法務省委嘱人権擁護委員 (現任)

### 重要な兼職の状況

長野国助法律事務所 パートナー弁護士  
アラハタ株式会社 社外監査役

### 所有する当社の株式数

—

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接事業会社の経営に関与した経験はありませんが、長年弁護士として活躍し、法律実務家としての豊富な知見や経験を有しており、また上場企業の社外監査役の経験と知見を当社の監査体制に活かしていただくことを期待できることから、当社の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、本議案が原案のとおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期途中である2024年11月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。
  3. 野口光夫氏及び松居智子氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。野口光夫氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であり、松居智子氏の就任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
  5. 野口光夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
  6. 野口光夫氏及び松居智子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は、野口光夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。野口光夫氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であり、松居智子氏の就任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## (ご参考) 本総会終了後の取締役等のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役等のスキル・マトリックスは、下記のとおりとなります。

地位	氏名	企業経営	事業戦略	営業/業界	商品/開発	人材/管理	財務/会計	リスク管理
代表取締役社長執行役員	今泉 賢治	○	○	○	○			○
取締役常務執行役員	市原 聡	○	○		○	○	○	○
取締役執行役員	高原 聡	○	○	○	○			
社外取締役	荻原 正俊	○	○	○				○
取締役常勤監査等委員	磯田 裕	○		○	○			○
社外取締役監査等委員	野口 光夫	○	○				○	○
社外取締役監査等委員	松居 智子	○				○		○
執行役員	中谷 彰		○				○	
執行役員	土屋 聡子		○	○	○			
執行役員	安松 英一		○	○	○			
執行役員	児玉 裕司		○	○	○			

(注) 上表は各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

### <スキルの定義>

- ・ 企業経営 企業経営の経験の有無や、経営戦略に関する知見
- ・ 事業戦略 事業戦略やマーケティングに関する知見・経験
- ・ 営業/業界 レッグウェア・ホームウェアを中心としたアパレル業界、小売業に関する知見・経験
- ・ 商品/開発 国内外での良質なモノづくりや、グローバルライセンス契約等のアパレル事業に関する知見・経験
- ・ 人材/管理 人材戦略等、人事労務業務に関する知見・経験
- ・ 財務/会計 財務会計、税務、M&Aに関する知見・経験
- ・ リスク管理 法律やコンプライアンスを踏まえたリスクマネジメントに関する知見・経験

## 第3号議案

## 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

2022年4月27日開催の第125回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された江口俊治氏及び中谷彰氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

**1** えぐち としはる **江口 俊治** (1956年10月14日生)

社外

再任

## 略歴、当社における地位及び担当

1987年10月	中央監査法人 入所
1990年 1月	太田昭和監査法人 入所
1992年 8月	公認会計士登録
1995年 7月	公認会計士江口会計事務所 代表(現任)
1997年 5月	税理士登録
2001年11月	千代田国際公認会計士共同事務所 代表(現任)

## 重要な兼職の状況

公認会計士江口会計事務所 代表  
千代田国際公認会計士共同事務所 代表

## 所有する当社の株式数

—

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接事業会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高度かつ専門的な財務・会計に関する十分な知見を有しており、その知見等を当社の監査体制に活かしていただくことを期待できることから、当社の補欠の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

なかに あきら  
中谷 彰

(1959年11月18日生)

再任

## 略歴、当社における地位及び担当

2007年7月 当社 入社  
2008年4月 当社 経理部長  
2017年2月 当社 執行役員(現任)  
2023年2月 当社 経理部GM(現任)

## 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

## 所有する当社の株式数

6,000株

## 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

他の事業会社での業務経験に加え、当社執行役員として、当社グループの経理部門を統括してきた実績に基づく財務・会計に関する知見を、当社の監査体制に活かしてゆくことを期待できることから、当社の補欠の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、本議案が原案のとおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、2024年11月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。
  3. 江口俊治氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、中谷彰氏は、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）候補者であります。
  4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。江口俊治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏の間で当該契約を締結する予定であります。
  5. 江口俊治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、江口俊治氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人が本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

また、監査等委員会がシンシア監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、規模、品質管理体制及び監査費用の相当性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づき付議しております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年3月15日現在)

名 称	シンシア監査法人		
事務所所在地	主たる事務所	東京都千代田区神田駿河台三丁目5番1号	
沿革	2019年3月	シンシア監査法人を設立	
概要	資本金	72百万円	
	人員構成	公認会計士（パートナー）	9名
		公認会計士（スタッフ）	22名
		その他事務局員	3名
		公認会計士（顧問）	1名
	合 計	35名	

以 上

# 1 企業集団の現況

## (1) 当連結会計年度の事業の状況

### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、社会・経済活動の正常化が徐々に進んだことから、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きもみられ、緩やかな景気回復の基調で推移しました。一方で、欧米各国の金融引き締め長期化や、中東情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりなどもあり、依然として我が国の景気の先行きは不透明な状況にあります。

衣料品業界におきましては、物価高騰の影響による生活防衛意識の高まりから衣料品の買い控え傾向が懸念されるものの、他方で外出用途や旅行向け衣料品需要の増加やインバウンド消費の伸長などの効果もあり、総じて回復基調が続きました。

こうした中、当社グループは、第5次中期経営計画で掲げている、卸売りによる「ベースカーゴ事業」の維持・強化と、「成長投資・自社育成事業」の小売り・直販事業での新たな市場及び需要の開拓を両輪とした事業ポートフォリオ戦略を、着実に進めており、定量目標については、コロナ禍の影響もあり未達となっているものの、次期以降の業績安定化、再成長に資する事業構造改革は着実に進捗させております。

ベースカーゴ事業では、百貨店販路は売場占有率の拡大による販売拡大に注力するとともに、適正在庫誘導による返品率改善に努めました。量販店販路は、新たな採算基準での取り組みを強化するとともに、新規販路開拓及び協業パートナーによるディストリビューション販売を拡大いたしました。また、主力商品群については、全販路で、上代の適正値上げとともに原材料高騰及び円安に耐えうる生産体制の見直しによる商品原価率の改善に取り組みました。

成長投資・自社育成事業につきましては、EC事業で、販路特性ニーズに合わせた独自の商品ラインナップの強化に加え、出荷稼働日の増加による利便性向上を図ると同時に、SNSやメディア宣伝を活用した誘客に取り組み、大きく売上拡大をしております。

販売費及び一般管理費につきましては、当社におきまして、前期に実施した経営合理化策の効果に加え、ディストリビューション改革等により、物流費を大幅に削減し、販管費比率を引き下げました。

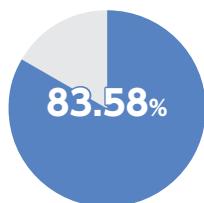
なお、当連結会計年度は、次期以降のサプライチェーン及びダイヤモンドチェーンの強化による成長戦略を目的に、2023年7月27日に助野株式会社と業務提携契約を、2023年10月31日にタビオ株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、13,021百万円（前期比306百万円の増収）、営業利益22百万円（前期比1,206百万円の改善）、経常利益は170百万円（前期比1,355百万円の改善）となり、さらに、特別利益に事業譲渡益を計上し、特別損失に固定資産の減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は112百万円（前期比1,665百万円の改善）となりました。

事業別の概況は下記のとおりであります。

## 卸売り事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



百貨店販路では、レッグ・アンダーウェアの店頭販売が、当社主導の売場拡大などの施策により売場占有率が向上し、紳士・婦人向けともに前年実績を上回り順調に推移しました。また、生産インフラや商品納入率の改善に加え、一部商品の価格改定、適時適量の商品供給による返品的大幅減少などの結果、売上総利益率が改善しました。

また、当期は、直接消費者にアプローチするための施策として、ユニバーサルデザインソックス「みんなのくつした」を九州地区でテレビCM放映するなど、マスメディアを通じた販促活動も積極的に展開しました。

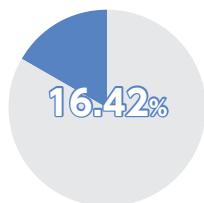
ホームウェアは、イエナカ需要の減少によりリビングフロア全体の入店客数が減少したことに併せて、顧客の価格抵抗感が強まった結果ギフト需要が振るわず、前年割れの売上となりました。

量販店販路につきましては、原材料価格の高騰と円安による仕入れ原価の上昇に対応した採算基準ベースの取引を徹底したことに加え、協業パートナーとのディストリビューション効率の改善により大幅な増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度での卸売り事業の売上高は10,883百万円(前期は10,644百万円)、営業利益は22百万円(前期は1,116百万円の営業損失)となりました。

## 小売り事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



小売り事業につきましては、EC事業(インターネット販売)では、足に履かずに靴に装着する新しいスタイルの靴下「はかないくつしたSUASiC(スアシック)」や「みんなのくつした」のメディア露出による販促効果もありヒット商品となったほか、EC顧客向けの独自商品開発に注力し、登山ソックスや価格競争力のあるブランド商品を投入したことが寄与して大幅な増収となりました。

センターレワン株式会社が展開するバッグのインターネット販売については、テレワークからオフィスへの出社に切り替える企業の増加により、ビジネスバッグの販売が順調に推移しました。

直営店事業につきましては、HappySocksで、ギフト需要に対応した多様なパッケージ商品の販売が好評でした。また、インパウンド需要の回復で入店客数が増加し、日本限定の和柄商品やスターウォーズとのコラボレーションソックスの販売が好調に推移するなど、売上は回復基調となりました。

これらの結果、当連結会計年度の小売り事業の売上高は2,137百万円(前期は2,070百万円)と増収になりましたが、EC事業拡大に向けた販促費の増加の影響もあり、営業損失は0百万円(前期は67百万円の営業損失)となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2023年2月1日を効力発生日として、量販店向け外衣卸売事業及び「Weathercock」ブランドの一部のライセンスビジネス事業を株式会社アクロスインターナショナル及びその子会社である株式会社リストレードに事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)



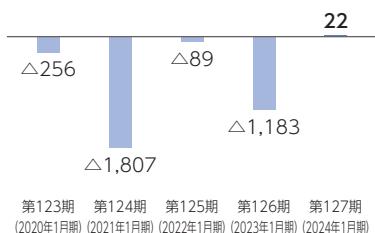
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) ● 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



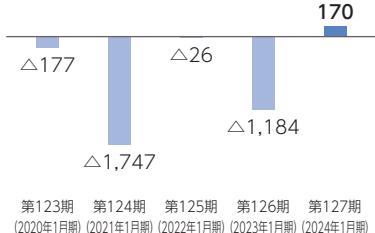
営業利益又は営業損失(△) (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)

1株当たり純資産 (単位：円)

■ 純資産 ● 1株当たり純資産



	第123期 (2020年1月期)	第124期 (2021年1月期)	第125期 (2022年1月期)	第126期 (2023年1月期)	第127期 (当連結会計年度 (2024年1月期))
売上高 (百万円)	16,741	11,688	13,465	12,714	13,021
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△256	△1,807	△89	△1,183	22
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△177	△1,747	△26	△1,184	170
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△446	△1,837	124	△1,552	112
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△54.35	△223.77	15.13	△189.56	13.80
総資産 (百万円)	12,829	11,773	11,712	11,353	11,194
純資産 (百万円)	8,724	6,694	6,963	5,783	5,795
1株当たり純資産 (円)	1,062.66	815.43	847.48	706.75	708.21

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第126期の期首から適用しており、第126期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況(2024年1月31日現在)

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
センティーレワン株式会社	60	100	革製品等のインターネット販売

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、厳しい経営環境の変化への耐性を高め、安定的な利益体質を再構築するとともに、成長による企業価値向上の実現が最重要経営命題と認識し、引き続き、当事業年度を最終年度とする「中期経営計画」で掲げる下記の重点政策に着実に取り組んでまいります。

### 1. 事業ポートフォリオ戦略による収益基盤の再構築と安定化

#### 1) ベースカーゴ事業の収益構造の再構築

##### ●百貨店事業の収益力再構築

- ・百貨店の閉店、売場縮小などのリスクを想定した営業戦略を推し進め、他社協業を含む自社主導型運営売場拡大に伴う百貨店内でのシェア率アップにより、売上の安定化を図る

##### ●量販店事業の収益力強化

- ・既存事業領域では、パートナー企業とのサプライチェーン全般の協業範囲を拡大し、効率的な営業戦略の展開
- ・新規事業領域については、徹底した消費者視点で、新しい価値商品を開発し、SNS及びマスメディアを通じた販促活動を展開することで、ボリューム市場での販売拡大を目指す、ハイブリッド・マーケティングを推し進める

#### 2) 成長投資・自社育成事業のさらなる売上拡大

##### ●EC事業のさらなる拡大成長

- ・EC販路ニーズに特化した独自開発商品のラインナップを充実させ、売上拡大を図る
- ・年間定番商品の適正在庫誘導を徹底し、販売機会損失を最小化する
- ・自社ECサイト「ナイガイオンラインショップ」の利便性向上による買上率改善に注力
- ・商品特性にマッチした、新規モールへの出店による売上拡大

##### ●直営店事業の新戦略推進

- ・タビオ株式会社との協業によるOMO戦略の展開
- ・インバウンド需要に対応した商品戦略の展開

##### ●ロンデックス事業の事業領域拡大

- ・新規取引先の開拓による売上拡大
- ・ゴム製品製造技術を駆使した新用途商品の研究開発

### 3) 海外事業の強化（再構築事業）

- 海外販路の卸売り販売の拡大
  - ・アジア市場でのライセンスブランド展開
- 海外生産インフラの再構築
  - ・ジャパングオリティー×ベストプライスを実現する生産インフラの再構築

### 4) 新たな事業展開領域の創造・拡大

- ・助野株式会社との業務提携、タビオ株式会社との資本業務提携を梃子に、協業によるサプライチェーン（生産調達とディストリビューション戦略）及びダイヤモンドチェーン（クロスセル&OMO戦略）の強化による、新たな事業展開領域の創造と収益拡大

## 2. 「サステナブル」経営への取り組み

当社グループは、社会の課題解決とナイガイグループの成長を両立させる「共有価値の創造（CSV）」により、持続可能な社会・環境の実現に貢献することを目標としており、業界全体として抱える人権問題や環境問題に関する社会的課題を、持続的成長に向けて解決すべき重要な課題として捉え、適宜適切な対応を進めております。今後におきましても、これら課題が及ぼす事業へのリスク及び機会を継続的に把握、評価した上で適切な対応を進めてまいります。

## 3. コンプライアンス遵守の取り組み

当社は代表取締役を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置し、経営層による全社員とのコンプライアンス対話会（モニタリング）を継続的に実施するとともに、各職場におけるコンプライアンス勉強会を開催するなど、組織、個人のコンプライアンス意識の醸成と定着を目的とした必要な施策に取り組んでおります。

## 4. コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンス強化への積極的な取り組みを通じて、継続的な企業価値の向上を果たすことが経営上の重要課題であると認識し、効率的な業務執行及び監督体制の構築、経営の透明性・健全性の確保のために、内部統制の機能強化及び取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

### ＜継続企業の前提に関する重要事象等＞

当社グループは、前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安や世界的な原材料高騰の影響を受け、営業利益及び営業キャッシュ・フローが4期連続で赤字となったことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じていることを認識しております。このような状況の中、当連結会計年度においては、営業利益の黒字転換に向けた営業施策に注力した結果、売上総利益率が大幅に改善するとともに、前年度に実施した経営合理化策の効果を含め販管費も大幅に削減できたことから、当連結会計年度の業績は、売上高13,021百万円、営業利益22百万円、経常利益170百万円の黒字転換となりました。また、資金面でも金融機関からの融資継続を含めた財務面での安全性は確保できております。

以上のことから、現時点では当社グループにおいて継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

### (5) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

事業区分	事業内容
卸 売 り 事 業	レッグウェア、ホームウェア、その他衣料品等の卸売り等
小 売 り 事 業	HappySocks等の直営店事業 レッグウェア、革製品等のインターネット販売

### (6) 主要な事業所 (2024年1月31日現在)

#### ① 当社の事業所

本 社	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市中央区
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市中央区

(注) 名古屋オフィスは、アパレル事業の譲渡に伴い廃止いたしました。

#### ② 子会社の主要な事業所

センターレワン株式会社	大阪府大阪市北区
-------------	----------

## (7) 使用人の状況 (2024年1月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売り事業	138名	5名減
小売り事業	16	1名減
合計	154	6名減

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81名	6名減	47.5歳	17.2年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	561百万円
株式会社三井住友銀行	500
株式会社りそな銀行	300
株式会社山梨中央銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	100
合計	1,661

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年7月27日付で、助野株式会社との間で、業務提携契約を締結いたしました。

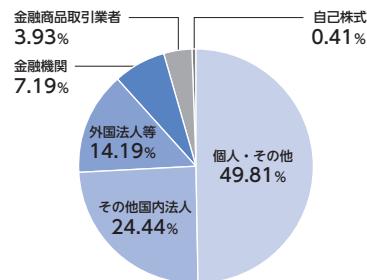
当社は、2023年10月31日付で、タビオ株式会社との間で、資本業務提携契約を締結いたしました。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 27,800,000株
- ② 発行済株式の総数 8,217,281株  
(自己株式 34,169株を含む)
- ③ 株主数 10,754名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主(上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
タビオ株式会社	815	9.95
MNインターファッション株式会社	814	9.94
ECM MF	347	4.24
ナイガイ協力会社持株会	341	4.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	326	3.99
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	314	3.84
LGT BANK LTD	201	2.46
INTERACTIVE BROKERS LLC	157	1.91
倉敷紡績株式会社	103	1.26
株式会社Ciel Bleu	95	1.16

(注) 持株比率は、自己株式34,169株を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### ⑥ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役 (監査等委員を除く。)	当社普通株式 一株	一名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、27頁から28頁までの「(3)⑤取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役の状況(2024年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今泉 賢治	営業本部長／New Volume Business Creating div.担当
取締役	谷 知久	営業本部／New Wholesale B2B2C div.担当／国内子会社担当 ／センチーレワン株式会社代表取締役社長
取締役	市原 聡	営業本部／Management Resources Control div.担当／広報 室長
取締役	高原 聡	営業本部／Global Retail Merchandising div.担当／ロンデッ クス事業担当／海外子会社業務執行担当
取締役(常勤監査等委員)	磯田 裕	
取締役(監査等委員)	野口 光夫	東京シティ合同事務所代表
取締役(監査等委員)	境 康	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)野口光夫氏及び境康氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)野口光夫氏は、国税局等の官公庁での税務に関する豊富な経験に加え、税理士としての高度かつ専門的な財務・会計に関する十分な知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)境康氏は、他の事業会社の執行役等の豊富な企業経営の経験に加え、監査役等としての豊富な経験と知見を有しております。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)野口光夫氏及び境康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2024年2月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	※今泉 賢治	営業本部長
常務執行役員	※谷 知久	営業本部/New Wholesale B2B2C div.担当/国内子会社担当/センテールワン株式会社代表取締役社長
常務執行役員	※市原 聡	営業本部/Management Resources Control div.担当
執行役員	※高原 聡	営業本部/Global Retail Merchandising div.担当/ロンドックス事業担当/海外子会社業務執行担当
執行役員	中谷 彰	Management Resources Control div.担当/海外子会社経理監査担当/経理部GM
執行役員	土屋 聡子	Management Resources Control div.担当/技術開発部GM/広報室長
執行役員	安松 英一	New Wholesale B2B2C div.担当/東日本販売部GM
執行役員	児玉 裕司	New Volume Business Creating div.担当/量販部GM

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

## ② 当事業年度中の取締役の異動

2023年4月27日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって、取締役柳村幸一氏は任期満了により退任いたしました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（会社役員賠償責任保険契約）を締結しており、当社の各取締役並びに子会社の各取締役及び監査役は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとに契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## ⑤ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。その内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬である月額固定報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### i 基本報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬である月額固定報酬は、東証上場の大手企業も数多く参加する外部調査機関の役員報酬調査データ（役員報酬サーベイ）を用いて、国内の同業又は売上等が同規模の他企業との報酬水準の客観的な比較検証を行い、役位・職責ごとに基準報酬を取締役会にて定めております。

そのうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関しては、取締役会の一任を受けた代表取締役社長・今泉賢治が、経営環境等を鑑み、予め社外取締役全員に相談のうえで、この基準額から一部減額を実施することがあります。

代表取締役社長に委任をした理由は、社外取締役全員の適切な助言を得た上で、基準額からの一部減額という限定された内容であり、その機動性から妥当と判断したためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### ii 非金銭報酬に関する方針（報酬等の付与時期や条件に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の算定方法は、職位に基づき定めた基礎付与率に、TSR（株主総利回り）評価係数と業績評価係数を乗じ、これに最低付与率に相当するインセンティブ付与率を加え、これを各取締役の基本報酬額に乗じるものとしております。なお、TSR評価係数は、TSR成長率の自社5年平均をTOPIXのTSR5年平均で除した係数としております。また、業績評価係数は、経営目標指標とする経常利益率3%に対する達成率(マイナスの場合は達成率0%)としております。

譲渡制限付株式報酬の具体的な支給時期及び付与数につきましては、毎年取締役会で決定しております。

### iii 報酬等の割合に関する方針

非金銭報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額に占める割合は、おおよそ6分の1以内としております。

### iv 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	5(1)	59(1)	59(1)	-(1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3(2)	22(12)	22(12)	-
合計 (うち社外取締役)	8(3)	81(13)	81(13)	-(1)

- (注) 1. 2016年4月27日開催の第119回定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額について月額450万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役は2名)です。
2. 2021年4月28日開催の第124回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額については年額20,000万円以内(但し、使用人分の給与は含まない。)、同譲渡制限付株式報酬額については年額4,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。
3. 上表の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等については、2023年4月27日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって任期満了となった柳村幸一氏が含まれております。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役(監査等委員)野口光夫氏は、東京シティ合同事務所の代表を務めております。なお、当社と東京シティ合同事務所との間には特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員)	野口 光夫	100.00% (13/13回)	100.00% (12/12回)	国税局等での税務に関する豊富な経験、税理士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、監査結果について税理士としての専門的な知識や豊富な経験に基づいて、適宜必要な発言を行うなどにより、監督機能を果たしております。
取締役(監査等委員)	境 康	100.00% (13/13回)	100.00% (12/12回)	他の事業会社の執行役等の豊富な経験に基づく幅広い知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても、監査結果について監査役等としての経験と幅広い見識に基づいて、適宜必要な発言を行うなどにより、監督機能を果たしております。

(注) 上記の取締役会には、書面決議は含まれません。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称           アーク有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第127期 2024年1月31日現在	(ご参考) 第126期 2023年1月31日現在
<b>(資産の部)</b>	<b>11,194</b>	<b>11,353</b>
<b>流動資産</b>	<b>8,487</b>	<b>8,712</b>
現金及び預金	3,372	3,952
受取手形及び売掛金	2,437	2,166
商品及び製品	1,856	1,679
仕掛品	23	15
原材料及び貯蔵品	84	87
その他	730	829
貸倒引当金	△16	△17
<b>固定資産</b>	<b>2,706</b>	<b>2,641</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>197</b>	<b>206</b>
建物及び構築物	3	20
土地	88	82
その他	104	103
<b>無形固定資産</b>	<b>11</b>	<b>39</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,497</b>	<b>2,396</b>
投資有価証券	2,265	2,164
繰延税金資産	2	1
その他	238	237
貸倒引当金	△7	△7
<b>資産合計</b>	<b>11,194</b>	<b>11,353</b>

科目	第127期 2024年1月31日現在	(ご参考) 第126期 2023年1月31日現在
<b>(負債の部)</b>	<b>5,398</b>	<b>5,569</b>
<b>流動負債</b>	<b>3,927</b>	<b>4,162</b>
支払手形及び買掛金	630	425
電子記録債務	1,031	1,266
短期借入金	1,141	1,238
1年内返済予定長期借入金	39	39
未払金	360	267
未払法人税等	19	16
未払費用	82	101
返金負債	555	700
賞与引当金	14	12
株主優待引当金	10	8
その他	42	87
<b>固定負債</b>	<b>1,471</b>	<b>1,407</b>
長期借入金	522	561
退職給付に係る負債	541	585
繰延税金負債	336	196
その他	71	64
<b>(純資産の部)</b>	<b>5,795</b>	<b>5,783</b>
<b>株主資本</b>	<b>4,756</b>	<b>5,054</b>
資本金	100	100
資本剰余金	5,285	5,284
利益剰余金	△618	△319
自己株式	△10	△10
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,038</b>	<b>728</b>
その他有価証券評価差額金	779	518
為替換算調整勘定	258	210
<b>負債純資産合計</b>	<b>11,194</b>	<b>11,353</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第127期	(ご参考) 第126期
	2023年2月1日から 2023年1月31日まで	2022年2月1日から 2023年1月31日まで
売上高	13,021	12,714
売上原価	8,246	8,741
売上総利益	4,775	3,973
販売費及び一般管理費	4,752	5,157
営業利益又は営業損失 (△)	22	△1,183
営業外収益	170	66
受取利息及び配当金	47	38
為替差益	116	12
その他	6	15
営業外費用	22	66
支払利息	13	11
貯蔵品処分損	2	12
持分法による投資損失	4	37
その他	2	5
経常利益又は経常損失 (△)	170	△1,184
特別利益	45	—
事業譲渡益	45	—
特別損失	73	340
減損損失	72	167
投資有価証券評価損	0	2
店舗閉鎖損失	—	9
希望退職関連費用	—	160
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	142	△1,525
法人税、住民税及び事業税	29	24
法人税等調整額	△0	2
当期純利益又は当期純損失 (△)	112	△1,552
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	112	△1,552

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第127期 2024年1月31日現在	(ご参考) 第126期 2023年1月31日現在
<b>(資産の部)</b>	<b>9,927</b>	<b>9,940</b>
<b>流動資産</b>	<b>7,110</b>	<b>7,592</b>
現金及び預金	2,552	3,319
受取手形	221	306
売掛金	1,980	1,636
商品	1,590	1,448
貯蔵品	50	57
前払費用	320	341
未収入金	93	115
短期貸付金	0	22
立替金	4	4
その他	314	354
貸倒引当金	△16	△15
<b>固定資産</b>	<b>2,817</b>	<b>2,348</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14</b>	<b>43</b>
建物	0	17
工具・器具及び備品	7	17
その他	6	8
<b>無形固定資産</b>	<b>11</b>	<b>38</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,792</b>	<b>2,266</b>
投資有価証券	2,265	1,731
関係会社株式	308	313
関係会社出資金	9	9
長期貸付金	0	0
差入保証金	207	206
その他	8	12
貸倒引当金	△7	△7
<b>資産合計</b>	<b>9,927</b>	<b>9,940</b>

科目	第127期 2024年1月31日現在	(ご参考) 第126期 2023年1月31日現在
<b>(負債の部)</b>	<b>5,219</b>	<b>5,457</b>
<b>流動負債</b>	<b>3,804</b>	<b>4,103</b>
支払手形	82	107
電子記録債務	1,031	1,266
買掛金	457	258
短期借入金	1,100	1,200
1年内返済予定長期借入金	39	39
未払金	431	354
未払法人税等	9	9
未払費用	63	81
返金負債	555	700
賞与引当金	10	9
株主優待引当金	10	8
その他	12	68
<b>固定負債</b>	<b>1,414</b>	<b>1,353</b>
長期借入金	522	561
退職給付引当金	504	547
繰延税金負債	336	196
その他	52	48
<b>(純資産の部)</b>	<b>4,708</b>	<b>4,483</b>
<b>株主資本</b>	<b>3,928</b>	<b>3,976</b>
資本金	100	100
資本剰余金	5,297	5,297
資本準備金	546	546
その他資本剰余金	4,750	4,750
<b>利益剰余金</b>	<b>△1,458</b>	<b>△1,410</b>
その他利益剰余金	△1,458	△1,410
繰越利益剰余金	△1,458	△1,410
<b>自己株式</b>	<b>△10</b>	<b>△10</b>
評価・換算差額等	779	506
その他有価証券評価差額金	779	506
<b>負債純資産合計</b>	<b>9,927</b>	<b>9,940</b>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第127期	(ご参考) 第126期
	2023年2月1日から 2024年1月31日まで	2022年2月1日から 2023年1月31日まで
売上高	10,979	10,684
売上原価	7,185	7,707
売上総利益	3,793	2,977
販売費及び一般管理費	3,984	4,360
営業損失 (△)	△190	△1,383
営業外収益	172	65
受取利息及び配当金	47	38
為替差益	120	20
その他	4	7
営業外費用	16	28
支払利息	11	10
貯蔵品処分損	2	12
その他	2	4
経常損失 (△)	△34	△1,345
特別利益	45	269
事業譲渡益	45	—
関係会社債務免除益	—	269
特別損失	73	340
減損損失	72	167
投資有価証券評価損	0	2
店舗閉鎖損失	—	9
希望退職関連費用	—	160
税引前当期純損失 (△)	△62	△1,416
法人税、住民税及び事業税	△14	△7
法人税等調整額	—	1
当期純損失 (△)	△48	△1,410

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社ナイガイ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員	公認会計士	三島	徳朗
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	徳永	剛
業務執行社員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナイガイの2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社ナイガイ  
取締役会 御中

### アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員	公認会計士	三島	徳朗
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	徳永	剛
業務執行社員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイガイの2023年2月1日から2024年1月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第127期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年3月28日

株式会社ナイガイ 監査等委員会

常勤監査等委員 磯田 裕 ㊟

監査等委員 野口光夫 ㊟

監査等委員 境 康 ㊟

(注) 監査等委員野口光夫及び境康は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日までの1年間
定時株主総会	毎年4月中に開催
基準日	1月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先 及びお問合せ先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場(証券コード 8013)
公告の方法	電子公告により当社ウェブサイト( <a href="http://www.naigai.co.jp/">http://www.naigai.co.jp/</a> )に掲載いたします。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

## 株式のお手続き窓口のご案内

株式に関するお手続きにつきましては、口座及びお手続き内容により、お問合せ先は下記のとおりとなります。

口座区分	お手続き・ご照会等の内容	お問合せ先
① 特別口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別口座から証券口座への振替請求</li> <li>・単元未満株式の買取請求</li> <li>・住所・氏名等のご変更</li> <li>・配当金の受領方法のご指定</li> </ul>	当社の特別口座管理機関(兼株主名簿管理人)である三井住友信託銀行株式会社証券代行部にお問合せください。  〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
② 証券口座 特別口座 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払期間経過後の配当に関するご照会</li> <li>・株式事務に関する一般的なお問合せ</li> </ul>	フリーダイヤル 0120-782-031 受付時間 平日9:00~17:00
③ 証券口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の②以外のお手続き・ご照会等</li> </ul>	口座を開設されている証券会社にお問合せください。



## 株主総会会場ご案内図

ご出席の株主様への **お土産のご用意はございません。**  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会場

株式会社ナイガイ 地階ショールーム

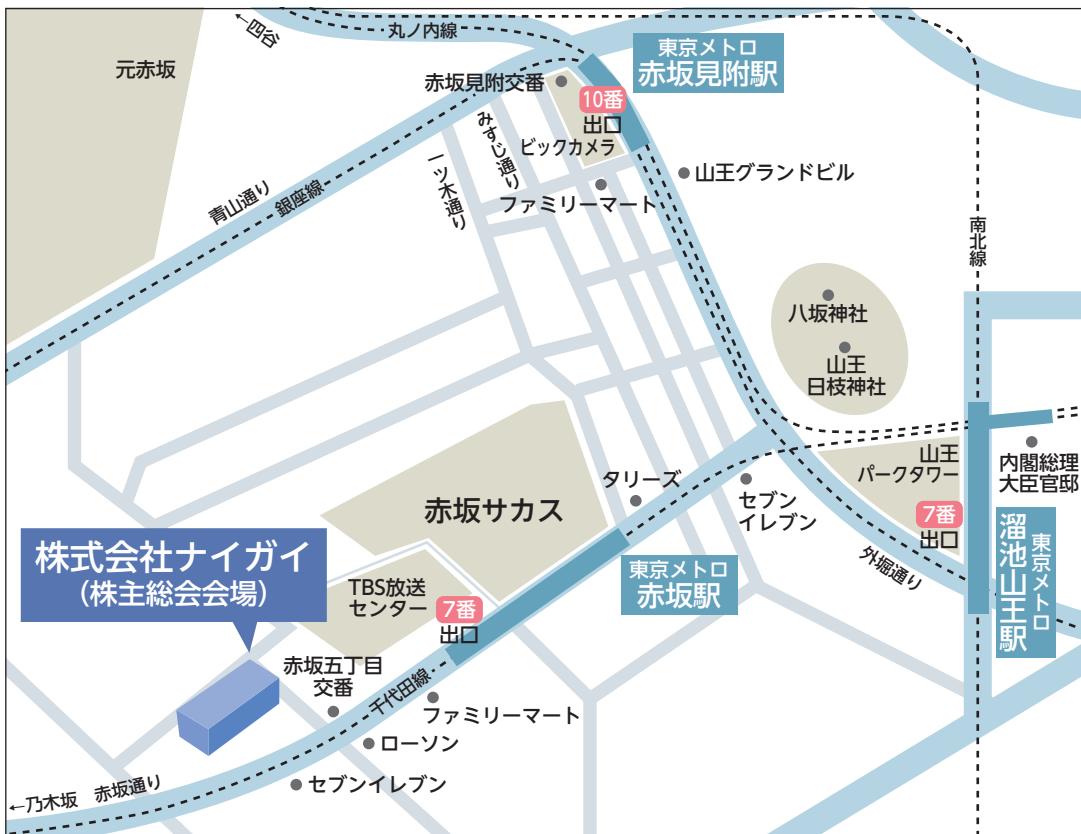
東京都港区赤坂七丁目8番5号 TEL 03 (6230) 1650

交通

東京メトロ千代田線 | 赤坂駅 (7番出口) 徒歩6分

同 銀座線・南北線 | 溜池山王駅 (7番出口) 徒歩15分

同 銀座線・丸ノ内線 | 赤坂見附駅 (10番出口) 徒歩15分



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。